

## 大阪市男女共同参画推進にかかる市民向け啓発・研修事業 実施事業者検討会議開催要綱

### (趣 旨)

第1条 大阪市市民局が主管する男女共同参画推進にかかる市民向け啓発・研修事業において、公募型プロポーザルにより委託業者を選定するにあたり、客観的で公平な実施事業者選定を行うことによって透明性・公正性を確保するため、「大阪市男女共同参画推進にかかる市民向け啓発・研修事業実施事業者検討会議」(以下「検討会議」という。)を開催する。

### (組 織)

第2条 検討会議の構成員は事業にかかる有識者（複数名）とする。

- 2 座長は構成員の互選により定める。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ定めた構成員がその職務を代理する。

### (検討会議)

第3条 検討会議は、必要に応じ隨時開催する。

- 2 検討会議は、該当事案について検討する構成員の過半数の出席をもって成立する。

### (調査・審議事項)

第4条 検討会議は、提出された書類の内容等を審査し、公募型プロポーザルによる市民向け啓発・研修事業に関する実施事業者の選定について調査・審議する。

### (庶 務)

第5条 検討会議の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課において行う。

### 附則

この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

### 附則

この改正規定は、平成27年2月26日から施行する。